

# 請書（修繕）

水戸市長様

| 金額 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|----|---|---|---|---|---|---|---|
|    |   |   |   |   |   |   |   |

うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額

| 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|
|   |   |   |   |   |   |   |

- 品目及び数量
- 納入期限 令和 年 月 日
- 納入場所
- 代金の支払 発注者が請求書を受理した日から30日以内とする。
- 権利義務の譲渡等の禁止 この契約により生じた権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならないこと。
- 契約不履行に対する措置 納入業者がこの契約の条項を履行しないときは、この契約を解除することがあること。
- 暴力団等の排除に係る措置 警察署その他の捜査機関から提供された情報等により水戸市物品調達からの暴力団等の排除に関する要項（平成24年水戸市告示第50号）別表に掲げる要件に該当することが判明したときは、この契約を解除されても異議がないこと。
- 法令等の遵守 この請書に定めるもののほか、日本国の法令並びに本市の条例、規則等を遵守し、契約を履行すること。

上記の物品を修繕するにあたっては、上記の金額及び受注条件により貴職の指示どおり履行することを確約し、請書を提出します。

令和 年 月 日

住所又は所在地  
納入者 商号又は名称  
代表者職氏名

印